

佐賀県告示第 283 号

佐賀県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は県税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（証紙徴収の方法による納付及び県税条例第 97 条の規定による自動車取得税の申告納付に係るものを除く。）のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るもので、当該期限が平成 28 年 4 月 14 日以降に到来するものについては、当該期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成 28 年 5 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定地域
熊本県